

## 論文の和文要旨

# 論文題目 シャムにおける国家発展をめぐる 言論と立憲革命

氏名 杉山晶子

1932年6月24日、100名程の中級、下級の軍人・文民官僚からなる「人民党」が、絶対王制下の政府から権力を奪取し、立憲君主制を成立させた。1930年から1934年にかけて、国王や政府に多数の意見が提出された。これらの意見には、国家の様々な問題の打開策や国家、民族の発展方法についての助言が示されていた。また革命後に提出された539通を越す意見の中には、旧政府を批判するものもあった。本論文の目的は、革命前後の時期のシャムにおいて、このような意見が国王や政府に提出された背景について解明するために、革命に至るまでの人々の意識変化と活発に発行されていた新聞の社会的機能を検討することである。そしてそれらの考察を通して、革命に至るまでに、支配的イデオロギーを能動的に解釈し、国家、民族のために行動する主体的な人々がシャム各地に出現していたこと、また革命前の新聞がそのような人々の意見表明の場となっていたことを明らかにした。

タイ近現代史研究において立憲革命は、少数の支配エリートの交替と見なされることが多く、大多数の人々が国民意識に欠け、政治に無関心であったと結論づけられてきた。一方、1970年代後半以降、革命前の新聞や知識人が絶対王制への批判を示していたことが指

摘されるようになった。そして1990年代に入ると、革命までの時期における、中間層、あるいは非特権的な都市知識人の政治文化、意識の変化が絶対王制の崩壊と無関係ではないことを示唆する研究が出現した。

1990年代の研究の内、コーブランドとアッタチャックの研究は、人々の政治意識を理解する上で参考になる。コーブランドは、革命に至るまでに非特権的な都市知識人のナショナリズムが形成され、王族エリートが創出した公定ナショナリズムと競合していたことを明らかにした。またアッタチャックは、支配エリートが、民族に関する思想を教化した結果、官僚や一部の人民の意識が変化したと論じている。しかしながら、意見提出者は、公定ナショナリズムのメッセージを多かれ少なかれ受容していたようであり、同時に旧政府への批判を示してもいた。それゆえ、公定ナショナリズムのメッセージの受け手が、メッセージをどのように解釈し、意味づけたのかということが問題となってくる。

次に、革命前の新聞に関する先行研究は、主に発行の側面に焦点を当て、社会的受容の側面にあまり注目してこなかった。また、コーブランドは、バンコクで発行された新聞を考察することにより、バンコク在住知識人へのナショナリズムの普及を解明したものの、地方在住者の意識について明らかにしていない。それゆえ本論文では、以上のことを解明するために、次の4点を検討した。第1に、人々が公定ナショナリズムのメッセージをどのように解釈し、意味づけたのかについて考察した。第2に、発行の側面だけでなく社会的受容にも着目しつつ、革命までの新聞の社会的機能を検討した。第3に、国王や王族の新聞上の言論への反応と政府の言論政策を考察した。第4に、国王や新政府に提出された意見を詳細に考察した。

本論文は5章から成り立つ。各章の内容と明らかになった点は以下のようなものである。

第1章「公定ナショナリズムの形成と伝達」では、王族の国家発展をめぐる方針、また教科書などに見られる公定ナショナリズムのメッセージを検討した。その結果、王族間でも政治原理に関する意見の相違があったことが明らかになった。また、公定ナショナリズムのメッセージは、国王に服従する臣民を形成するものであっただけでなく、国家、民族のために行動する自律的な主体を創出しようとするものでもあった。

第2章「意見表明の場としての新聞」では、1910年代から革命に至るまでの新聞の社会的機能を検討した。新聞は、バンコクを中心に発行されていたが、地方在住者に郵送され

るようになった。首都、地方に在住する国王、王族、官僚、知識人は、新聞に意見を投稿し、それによって同一新聞内、異なる新聞間で議論が生じた。新聞発行者や投稿者は、匿名、また筆名を使用し、自らの身分や社会的地位を公表しなかったため、絶対王制下の社会秩序とは全く異なる水平的コミュニケーションを生み出した。

第3章「新聞上の言論の興隆」では、人々が公定ナショナリズムのメッセージをどのように解釈し、意味づけたのかについて検討した。1910年代には、一部の知識人が中国政治の問題などに関し国王に反論を加え、また一部の新聞が政府を批判し、政府が「パブリック・オピニオン」を聞き入れるよう主張した。1920年代には、より多くの新聞に国家発展をめぐる意見が表明された。新聞上では政府や国家発展の「障害」となる不正な官僚に対する批判が示された。人々は、公定ナショナリズムのメッセージを受容して国家、民族のために意見表明したが、メッセージ発信者の意味規定と異なる解釈を行っていた。

第4章「言論と王制政府」では、革命に至るまでの、新聞上の言論に対する国王や王族の反応、政府の言論政策を検討してきた。1912年の青年将校による反乱計画が発覚した後、一部の王族が、新聞の影響力を考慮するようになった。そして1927年頃、国王は「パブリック・オピニオン」の高まりに留意し、政治改革の必要性を認識した。一方、1923年に文書・新聞法が施行され、1927年に改正されている。この法律の重要な目的は、華字新聞や宣伝ビラに見られる国民党、また共産主義者の扇動的な言論を規制することであった。政府は、言論の自由を奪おうとは考えておらず、「公益」を見込んだ意見表明を合法化した。

第5章「立憲革命期の意見提出」では、国王や新政府へ提出された意見を考察した。意見提出者は、主に首都や地方に居住する官僚や知識人であった。また、これらの意見はけっして突如現れたのではなく、革命までの時期における新聞上の意見表明の延長線上にあるものであった。さらに新聞上の意見表明者、国王や新政府への意見提出者の何名かが、革命後に直接の政治参加を果たしている。革命前の新聞は、政治に関心を持ち、国家、民族のために主体的に行動する人々が意見表明し、議論を行う場であった。